

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たるときは、
の翌日が休日に当たるとき)

ける補助金の額を除いた額の二分の一に相当する額とすることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

目 次

規 則

- ◆規 則 鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則(農村整備課)
- ◆告 示 土地改良法による換地計画の決定(〃)
- ◆土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)
- ◆保安林の指定の解除(造林課)
- ◆保安林の指定の解除予定(〃)
- ◆行政書士試験の合格者(地方課)

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第一号

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年三月鳥取県規則第三十七号)の一部を次のように改める。

- ◆鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 ほ場整備事業のうち農村活性化土地利用高度化事業に係る各年度の分担金の額を、工事費及び事務費のうち国から交付を受

四 ほ場整備事業

イ 一般ほ場整備事業

(1) 振興山村、過疎地域又は知事が特に必要と認める地域において行う事業

(2) 以外の事業

口 農村活性化土地利用高度化事業

工事費の百分の二十五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額
工事費の百分の二十七に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額
工事費及び事務費のうち国から交付を受ける補助金の額を除いた額の三分の一に相当する額

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る逢坂地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月十八日

平成三年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十二号

江府町が行う土地改良事業に係る三平地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一　縦覧に供する書類
　　換地計画書の写し
- 二　縦覧に供する期間
　　平成三年一月十九日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
　　江府町役場
- 四　異議の申出
　　利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第三十三号**
- 日野町が行う土地改良事業に係る日野（安原）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のことおり縦覧に供する。
- 平成三年一月十八日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 鳥取県告示第三十四号**
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
- 一　解除に係る保安林の所在場所
　　岩美郡福部村大字湯山字高濱二一六四の八一三（次の図に示す部分に限る。）
- 二　保安林として指定された目的
　　飛砂の防備
- 三　解除の理由
　　指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 一　縦覧に供する書類
　　換地計画書の写し
- 二　縦覧に供する期間
　　平成三年一月十九日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
　　日野町役場
- 四　異議の申出
　　利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第三十四号**
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
- 一　解除に係る保安林の所在場所
　　岩美郡福部村大字湯山字高濱二一六四の八一三（次の図に示す部分に限る。）
- 二　保安林として指定された目的
　　飛砂の防備
- 三　解除の理由
　　指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成3年1月18日 金曜日

鳥取県告示第三十五号

次のように保安林の指定を解除する所定の地の選定を終めたので、
森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による告示す
る。

平成3年1月十八日

鳥取県知事 西 尾 四 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市覚寺字上ノ山八七二の六
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
道路用地となるため

公 告

平成2年10月28日に実施した平成2年度行政書士試験に合格した者は、
次のとおりである。

平成3年1月18日

鳥取県知事 西 尾 四 次

山 本 聰	中 尾 周 樹	蛭 子 美和子
福 田 正 純	前 田 純 壱	山 下 由美子
野 坂 憲 作	妹 尾 智 成	下 田 雅 人
塩 谷 隆 之	柴 原 勝 志	